

(2) 知的 財産 権の保護に関する法律

自動車や家などを所有している人は、所有者以外の人勝手にそれらを利用したり売買することを許さないという、その「物」に対しての独占排他的な権利（財産権・所有権）を有する。これと同じように、「物」としての実体が無い知的な創造活動に対しても、同様の独占排他的な権利を設定することができる。これを知的財産権（知的所有権）という。

知的 財産 権には図 3.12 のような権利があり、それぞれの権利を規定する法律が制定されている^{*17}。

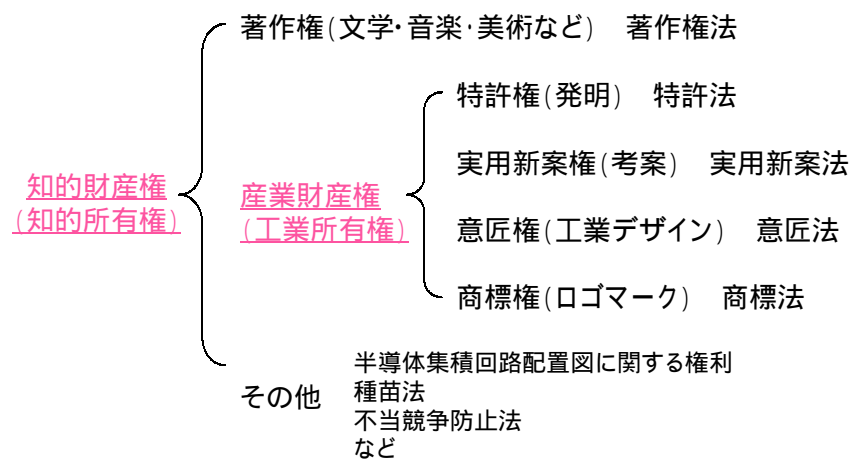


図 3.12：知的 財産 権の構成

産業財産権（工業所有権）は申請・審査の手続きを経てその権利が付与されるが、著作物については手続きをとらなくても著作権の保護対象となる（無方式主義）。

著作権はさらに図 3.13 のように複数の権利に分類される。

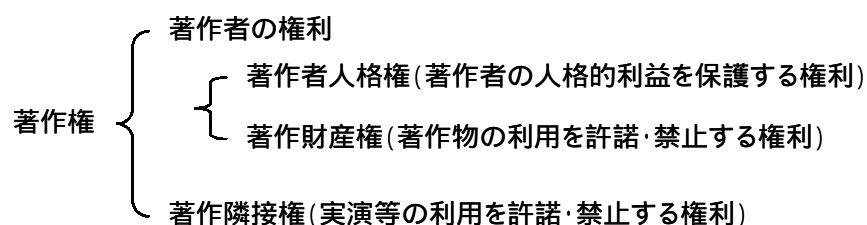


図 3.13：著作権の構成

著作者は著作査人格権と著作財産権の２種類の権利を持つ。このうち著作査人格権は著作者本人に対してのみ与えられる権利で、著作財産権がなくなっても著作者のもとに残る。著作財産権については著作者が第三者にその一部ないし全部を移譲することが可能である。

次に著作査人格権および著作財産権を構成する諸権利について解説する。著作査人格権は著作者の人格的利益を保護する権利で、表 3.6 に示すように、公表権、氏名権、同一性保持権の３つの権利からなっている。一方、著作財産権は著作物の利用を許諾したり禁止する権利で、表 3.7 のように、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、二次的著作物の利用に関する権利と多くの権利を束ねたものになっている。